

次世代育成支援対策推進法と女性の活躍推進法に基づく仕事と家庭の両立支援のための

社会福祉法人雄勝なごみ会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備と、より一層女性の活躍を推進できるよう『次世代育成支援対策推進法』『女性の活躍推進法』の趣旨に賛同し、次のとおり『一般事業主行動計画』を策定する。

I. 計画期間 平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日 (5年間)

II. 計画内容

1. 子育てを行う労働者等に対する雇用環境整備（次世代育成法）

目標1

子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子供参観日」の実施

<取組内容>

- ① 平成31年度～ 就学児童を持つ労働者に夏季休暇等活用し実施する。
- ② 平成31年7月～ 参観対象を把握する。(各事業所毎)
- ③ 平成31年8月～ 事業所と参加親子との日程を調整し実施する。
- ④ 平成31年9月～ 実施後、参加児童・保護者へアンケートを実施し、次年度につなげる。(次年度以降も同時期に実施する。)

2. すべての職員に対する雇用環境整備（女性の活躍推進法）

目標2

利用可能な両立支援制度に関する労働者への周知徹底。

<取組内容>

- ① 平成31年度～ 両立支援制度の周知を図る。
- ② 平成31年12月～ 子の看護休暇・介護休暇・メモリアル休暇(有給)の利用状況を把握する。把握した結果は管理職会議で共有し、課題や改善点について話し合い次年度につなげていく。(次年度以降も同時期に実施する。)

目標3

すべての労働者を対象に、各自の役割に必要な専門性やマネジメント能力付与のための研修会を企画し、その中から年2回以上実施する。

<取組内容>

- ① 平成31年度～ 新任者研修会
- ② 平成31年度～ 新任者研修会2 (新任者と介護未経験者)
- ③ 平成32年度～ 実務者研修 (3～5年) 業務管理及び介護リスク管理
- ④ 平成32年度～ 副主任～係長 指導者研修
- ⑤ 平成32年度～ 管理職研修 労務管理 経営管理
(次年度以降も、上記取組内容の中から年2回以上実施する。)